（特定設備検査規則の一部改正）

第五条　特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分はこれに順次対応する改正後欄に掲げる既定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に対応して二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（耐震性能） **第十三条**　塔槽類及び特定支持構造物（以下「耐震設計設備」という。）は、経済産業大臣が定める適切な耐震に関する性能を有することとしなければならない。	（耐震設計） **第十三条**　塔槽類及び特定支持構造物（以下「耐震設計設備」という。）は、耐震設計設備の設計のための地震動（以下「設計地震動」という。）、設計地震動による耐震設計設備のうち耐震上重要な部分に生じる応力等、耐震設計設備の部材の耐震設計用許容応力その他の告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造としなければならない。この場合において、耐震設計設備の応力等の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたものによることができる。
2　［略］	2　［略］
（表示） **第五十六条**　法第五十六条の五第一項の規定により特定設備検査合格証の交付を受けた者が行う表示は、特定設備の厚肉の部分の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻、鋳出等の方法により記した板を溶接をし、はんだ付けをし、若しくはろう付けをすることにより行うものとする。ただし、ライナーに周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する圧力容器を使用した特定設備に同項の表示をするときは、次の各号に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻したアルミニウム箔を当該特定設備の圧力容器胴部の外面の見やすい箇所に取れないように貼付することその他の保安上支障のない方法により、当該事項をその順序で当該特定設備の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように表示をすることをもつて、これに代えることができる。 一～七　［略］ ［削る］	（表示） **第五十六条**　法第五十六条の五第一項の規定により特定設備検査合格証の交付を受けた者が行う表示は、特定設備の厚肉の部分の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻、鋳出等の方法により記した板を溶接をし、はんだ付けをし、若しくはろう付けをすることにより行うものとする。ただし、ライナーに周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する圧力容器を使用した特定設備に同項の表示をするときは、次の各号に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻したアルミニウム箔を当該特定設備の圧力容器胴部の外面の見やすい箇所に取れないように貼付することその他の保安上支障のない方法により、当該事項をその順序で当該特定設備の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように表示をすることをもつて、これに代えることができる。 一～七　［略］ 八　耐震設計設備の設計地震動（レベル一地震動にあつては「L1」、レベル二地震動にあつては「L2」とする。）に続けて、設計水平震度（記号　KSH又はKMH）又は設計水平加速度（記号　AH、単位　センチメートル毎秒毎秒）
様式第1　（第5条関係） 特定設備検査申請書 ［略］	**様式第1**　（第5条関係） 特定設備検査申請書 ［略］
1～8　［略］	1～8　［略］
9　耐震性能に関すること	9　耐震設計設備が設置される場所の地域区分